

増 改 築 等 工 事 完 了 届

財形貯蓄取扱金融機関

御中

住所
氏名

印

1 工事の種類及び内容等

家屋番号及び所在地			
工事の種類及び内容	工事の種類	第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替
	第2号工事	1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替	
	第3号工事	次のいずれかの一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下	
	第4号工事	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準	
	第5号工事	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替	
	第6号工事	エネルギーの使用の合理化に資する次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 2 窓の断熱性を相当程度高める工事 3 窓の断熱性を著しく高める工事 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事	
		地域の区分	1 地域 2 地域 3 地域 4 地域 5 地域 6 地域
改修工事前の住宅が相当する省エネルギー対策等級		1 等級3 2 等級2 3 等級1	
工事の内容			
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
(その他)			

2 工事施工者の確認

勤労者財産形成促進法施行令第14条の2第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同条第2号に規定する修繕若しくは模様替、同条第3号に規定する修繕若しくは模様替、同条第4号に規定する修繕若しくは模様替、同条第5号に規定する修繕若しくは模様替又は同条第6号に規定する修繕若しくは模様替に該当する上記1の工事を完了しました。

平成 年 月 日

(工事施工者)

住 所
商号又は名称
代表者の氏名

印

備 考

- 1 「住所」及び「氏名」の欄は、勤労者財産形成住宅貯蓄の払出しを行う者の住所及び氏名を記載すること。
- 2 「1 工事の種類及び内容等」は、次により記載すること。
 - (1) 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該工事を行った家屋の建物登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。
 - (2) 「工事の種類及び内容」の「工事の種類」の欄には、以下により記載するものとする。

「第1号工事」の欄は、当該工事が勤労者財産形成促進法施行令（以下「施行令」という。）第14条の2第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替のいずれに該当するかに応じ該当する番号を で囲むものとする。

「第2号工事」の欄は、当該工事が施行令第14条の2第2号に規定する修繕若しくは模様替であって次に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を で囲むものとする。

イ 床の過半の修繕又は模様替 床（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部（以下「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半について行うもの

ロ 階段の過半の修繕又は模様替 主要構造部である階段の過半について行うもの

ハ 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行うもの（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）

ニ 壁の過半の修繕又は模様替 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行うもの（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音または熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）

「第3号工事」の欄は、当該工事が施行令第14条の2第3号に規定する修繕若しくは模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を で囲むものとする。

「第4号工事」の欄は、当該工事が施行令第14条の2第4号に規定する修繕若しくは模様替であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ該当する番号を で囲むものとする。

「第5号工事」の欄は、当該工事が施行令第14条の2第5号に規定する修繕若しくは模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を で囲むものとする。

「第6号工事」の欄は、当該工事が施行令第14条の2第6号に規定する修繕若しくは模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を で囲むものとする。
 - (3) 「工事の種類及び内容」の「工事の内容」の欄には、当該工事が施行令第14条の2第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同条第2号に規定する修繕若しくは模様替、同条第3号に規定する修繕若しくは模様替、同条第4号に規定する修繕若しくは模様替、同条第5号に規定する修繕若しくは模様替又は同条第6号に規定する修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。
 - (4) 「工期」の欄には、当該工事期間を記載するものとする。
- 3 「2 工事施工者の確認」は、当該増改築等工事の工事施工者により工事内容及び工事完了の確認が行われた後、その工事施工者の住所、代表者の氏名等の記載、押印を受けること。
- 4 当該増改築等工事の費用の額を証する領収書の写し等を提出すること。